いんふぉめーしょん
子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2020
3.16
no.164

Report

1 「考え、議論する道徳」の行方
—「特別の教科　道徳」の実際を吟味することのススメ—
福岡大学人文学部 准教授 山岸賢一郎　1

2 第 19 回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
2018 年度 子ども達の居場所・繋がりづくりの活動
加賀おやこ劇場　10

3 第 19 回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告
人権を語り合う中学生交流集会 '18
人権を語り合う中学生交流集会運営委員会　15

Document　2019年11月～ 2020 年1月

子どもの権利をめぐる国際動向　23

Information

代表委員・平野裕二さんが編著にかかわった本ができました！
子どもの権利条約から見た日本の課題
国連・子どもの権利委員会による第４回・第５回日本報告審査と総括所見　34

Report 1

「考え、議論する道徳」の行方

―「特別の教科　道徳」の実際を吟味することのススメ―

福岡大学人文学部　准教授　山岸賢一郎

はじめに

「道徳の時間」が、多数の批判も集めながら、教科とは異なるものとして小中学校に「特設」されたのは、1958 年のことだった。その「道徳の時間」が、小学校では 2018 年度、中学校では 2019 年度から、「特別の教科　道徳」（以下、道徳科）に生まれ変わった。このいわゆる道徳の「教科」化、より正確には道徳の「特別の教科」化について、書きたいことは沢山ある。たとえば、道徳科の誕生を後押ししてきた議論には教育学者として納得しかねる点も多いので、そうした点についてこのレポートで考えてみたくもなる。だが、紙幅の都合もあるので、このレポートではそうした論点の展開は諦める。

とは書いたものの、気になる方も多いと思うので、私が納得しかねる点についてほんの一例を挙げておこう。今回の道徳の「教科」化の直接の契機は、安倍晋三首相の私的諮問機関である「教育再生実行会議」がまとめた第一次提言「いじめの問題等への対応について」（2013 年 2 月）である。この提言は、2011 年に大津市で起こったいじめによる自死事件が大きな社会問題となっていたことを受けて編まれたものであり、「先の安倍内閣において改正された教育基本法の理念が十分に実現して」いないという認識を示した上で、「いじめの問題等への対応」の「第一」として「道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う」べきだと説いた。だが、これは非常に奇妙な主張である。というのも、事件が起こった中学校はその当時、文部科学省の「道徳教育実践推進事業」指定校だったからだ。つまり、他の学校にもまして道徳授業の実施に力を注いでいたからだ。

教育再生実行会議の「有識者」たちが、道徳授業といじめの関係について真剣に検討したようには思われないし、真剣な検討に基づいて「教科」化を提言したようにも思われない。というよりも、公開されている議事録を読んでいただければすぐに同意してもらえるだろうが、この会議の「有識者」たちの行う議論は、どう贔屓目に見ても素人談義の域を出ていない。実際、当時の「有識者」の内には教育学者は一人も含まれていない。この提言の後、ごく短い期間の内に紆余曲折を経て誕生した道徳科は、おそらくは教育再生実行会議の「有識者」たちが夢想したものとはかなり異なったもの、後に説明する「考え、議論する道徳」を標榜するものになった。それでも、教育再生実行会議の第一次提言と昨今の政治的状況がなければ、そもそも道徳の「教科」化自体が実現していなかっただろう。「教科」化それ自体について考えるためにも、道徳科が今後おかしなものにならないようにするためにも、この提言を含めた道徳科誕生のプロセスを批判的に検討する価値は十分にある。

以上のような調子で「教科」化それ自体を吟味する作業も、大変有意義ではある。だが、冒頭にも述べたように、このレポートではそうした作業は行わない。その代わりに、このレポートでは、次の問いについて考えてみたい。すなわち、現に存在している道徳科をよりよいもの、さもなければよりマシなものにす

るためには、一体どうしたらよいのか。本レポートでは、この問いについて、「考え、議論する道徳」という、文部科学省の提唱する道徳科の理念ないし建前を利用しながら考える。

本レポートがこの問いに対して与える回答は、おおよそ以下のものだ。道徳科をいまよりもよいものにするためには、できるだけ多くの人が、「考え、議論する道徳」という理念を上手く活用して、道徳科の実際を厳しく吟味する必要がある。おそらくは、そうした開かれた批判こそが、現に在る道徳科をよりよいものにしていくための一番の近道になるからだ。

「考え、議論する道徳」という理念ないし建前について

上に述べたように、本レポートの目的は、「考え、議論する道徳」という理念を活用しながら道徳科の実際を吟味する作業へと読者を誘うことにある。そこで以下ではまず、道徳科に対するありうべき不安にも言及しながら、この理念について解説することから始めたい。

特定の価値観の押し付けが道徳の「教科」化によって酷くなることが心配だ、と考える人は、きっといまでも少なくないだろう。というよりも、そうした警戒心は、今後とも少なからぬ人々に共有されていたほうがよいだろう。その種の警戒心は、道徳科の教科書や授業が平然と思想・良心の自由を抑圧する、といった事態を防ぐためには必須であろうから。とはいえ、道徳科は、少なくとも建前としては、「考え、議論する道徳」の実現を目指していて、言い換えると、特定の価値観の「押し付け」を忌避している。

いま述べた、道徳科が少なくとも建前としては「押し付け」を忌避している、という論点について解説したい。文部科学省は、道徳科の実施に際して様々な場で、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるもの」だと力説している。同時に、道徳の「特別の教科」化を評して、「発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う『考える道徳』、『議論する道徳』へと転換を図るもの」だとも説明している（小中学校の『学習指導要領解説　特別の教科　道徳編』2017 年、他）。さらに、文部科学省は近年、これらの説明を基に、あるべき道徳科の姿を象徴するいわばスローガンとして、「考え、議論する道徳」という言葉を多用するようになっている。このスローガンはいまや、教科書会社や各地の教育委員会や現場の先生方によっても、広く使われている。

ちなみに、「考え、議論する道徳」という建前は、『学習指導要領』（学校現場に対して一定の「法的拘束力」を有する教育内容・教育計画等の基準）に掲げられた道徳科の「目標」とも、おおよそ合致している。つまりそこには、道徳科においては「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を〔中学校の場合は「物事を広い視野から」〕多面的・多角的に考え、自己の生き方〔中学校の場合は「人間としての生き方」〕についての考えを深める学習」を行うことなどが謳われている。

もちろん、後にも述べるように、「考え、議論する道徳」という建前は鵜呑みにされるべきではない。この建前はあくまでも建前に過ぎないので、道徳科の実際はしっかり批判されるべきである。それでも、「考え、議論する道徳」という理念には、次のような期待を寄せることもできる。すなわち、この理念が単なる建前のままで終わるのではなくて、しっかりと現実のものになったならば、道徳科の授業は、「道徳の時間」の頃のそれに比べるならば、特定の価値観の押し付けにとどまらないもの、多

様な道徳的な判断を認めるもの、思想・良心の自由を拓くものになりうる。とすれば、現に在る道徳科をよりよいもの、よりマシなものにしたいと願うなら、「考え、議論する道徳」をどう実現できるのかを考えてみるのも一つの方法だろう。

話が本筋から逸れてしまう気がしないでもないが、以上に述べたこととも関わるので、道徳科の「評価」についても言及しておきたい。実は、道徳科の「評価」もまた、少なくとも建前としては、特定の価値観の「押し付け」を忌避しており、「考え、議論する道徳」という理念に対応するものになっている。より端的に言えば、道徳科の「評価」は、一般的に「評価」という語が連想させるものとは異なるものを志向している。

この論点も敷衍しておこう。文部科学省は、学校現場に対して、道徳科においては「数値による評価ではなく、記述式」の「評価」を行うことを求めており、「他の児童との比較による相対評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励ます個人内評価」を行うことをも求めている。また、その際には、児童生徒が「一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか」といった点を重視することを求めている。なお、道徳科の「評価」は、児童生徒の学習や健康に関わる諸書類の原本である「指導要録」に記載されることになっていている（正確に表現しようとするとやや複雑であるから粗い書き方になるが、指導要録には道徳科の「評価」のための欄が在り、先生方はそこに文章を「記述」するよう求められる）。また、その「評価」はほとんどの場合は「通知表」にも記載される（本来は通知表の在り方は校長が決めるのだが、現実には、道徳科の「評価」をまったく記載しない学校はほとんどない）。ただし、道徳科の「評価」は、進学の際などに用いられる「調査書」には記載されないことになっていて、「入学者選抜の合否判定に活用することのないようにする」こととされている（小中学校の『学習指導要領解説　特別の教科　道徳編』、2017 年）。

以上のように、道徳科の「評価」もまた、「押し付け」に関わる批判を回避しようとしている。ただし、それが本当に「押し付け」に与するものにならないか、という疑問を脇に置いておくにしても、「評価」と絡めて考えるべき問題は、まだまだ沢山残されている。たとえば、学校の先生方はすでに命や人権を顧みない労働環境に投げ込まれているが、そんな先生方にさらに、真面目に行おうとすれば相当の負担となる道徳科の「評価」を要求してよいのか。子どもの成長を本当に承認し応援したいのなら、第一になすべきことは、先生方の労働環境をさらに悪化させる道徳教育改革などではなく、むしろ、先生方が様々な業務に追われることなく子どもと向き合うことのできる環境を、相応の公財政を支出して整備することではないのか。そもそも、巨大な公権力でもある公教育が、もっぱら道徳に関わる子どもの成長の様子を計画的かつ意図的かつ事細かに把握したり、公文書に記載したりすることを、安易に認めてしまってよいのか。文部科学省が「法的拘束力」の存在しない文書において「活用することのないように」と釘を刺してはいるものの、道徳科の「評価」を進学の際の合否判定に活用しようとする自治体や学校が、今後出てこないとも限らないのではないか。まだまだ挙げられようが、この辺りにしておこう。

道徳科の実際を吟味する（1）：『学習指導要領』とその『解説』

話を本筋に戻そう。道徳科をよりよいものにしようとするなら、現にある道徳科が本当に「考え、議論する道徳」という理念に相応しいものになっているのか否かを吟味する必要がある。そこで以下では、紙幅が許す限りにおいてではあるが、「考え、議論する道徳」という理念を活用しながら、道徳科の実際を批判的に検討してみたい。

まず考えるべきは、道徳科の実際を強く規定している文書、すなわち、小中学校の『学習指導要領』と、小中学校の『学習指導要領解説　特別の教科　道徳編』（以下、『解説』）である。『学習指導要領』は、文部科学省が定める教育課程の基準であり、「法的拘束力」を有するとされる。要するに、学校の先生方や教科書会社はこの基準に拘束される。『解説』は、本来は、文部科学省が著したというだけの、ただの解説である。ただし、実際のところは、「法的拘束力」を有する文書についてのいわば公式の解釈、つまり著者自身による解釈として、教科書検定に、ひいては教科書の内容や授業の在り方等々に、極めて大きな影響力を有している。

ところで、先に私は、「考え、議論する道徳」という理念と『学習指導要領』に掲げられた道徳科の目標は「おおよそ合致している」と述べた。だが、非常に残念なことに、『学習指導要領』のとりわけ他の箇所や『解説』の様々な箇所には、この理念を台無しにしかねない記述が多々含まれている。

たとえば、『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）』が掲げる中学校の道徳科が取り扱うべき「内容」の内には、「家族愛、家庭生活の充実」と題された次の項目が含まれている。「父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること」。さらに、『解説』は、この内容項目について、次のように述べている。「指導に当たっては、まず、父母や祖父母を敬愛する気持ちをより一層深めることが大切である」。そして、授業を通じて、「家族の一員としての自覚をもって積極的に協力していくことが、自分の課題であることに気付くことができるようにすることが大切である」。

『学習指導要領』や『解説』のこうした記述は、特定の価値観に基づいて、道徳科の授業において思考・議論されるべき事がらをあらかじめ細かく規制しており、子どもたちや先生方が自由な思考と議論を展開する余地を奪っている。つまるところ、これらの記述は、「考え、議論する道徳」という理念を完全に裏切るか、少なくともほとんど骨抜きにするものになっている。

そもそも、「家族愛」について「考え、議論する道徳」の内には、「家族愛」を自明視することによって生じる抑圧や苦しみや葛藤についての思考と議論が、含まれていてしかるべきである。また、「家族愛」について「多面的・多角的」に思考し議論するための土台となる知見は、人文社会科学（家族史、家族社会学、女性学、男性学、クィア・スタディーズ、等々）において相当に積み上げられてきたのだから、そうした知見ももっと活用されてよい。要は、「家族愛」について「考え、議論する道徳」は、「家族愛」を上手に疑うという要素も包含するものであるべきだ。言うまでもなく、子どもの発達段階は考慮される必要がある。だが、道徳に関わる子どもの知性なり感性なりは、いまよりももっと信じられてよい。ごく控えめに言っても、中学生にもなれば、ほとんどの子どもが、自分も「家族の一員」だから家族に「積極的に協力」したい、といった発言が一般的に「道徳」的と見なされがちであるということぐらいなら、すでによく知っている。いずれにせよ、こうした発言を小学校高学年や中学生か

ら引き出そうとすることに終始したとすれば、道徳科の授業は、「家族愛」についてさしたる思考も議論も含まない何かになるだろう。以上のごとき観点から、『学習指導要領』やその『解説』における「家族愛」に関わる記述は、厳しく批判されてしかるべきだ。

一つ付け加えておこう。『解説』には、「指導に当たっては、多様な家族構成や家庭状況があることを踏まえ、一人一人の生徒の実態を把握し十分な配慮を欠かさないようにすることが重要である」という但し書きが、（申し訳程度にではあるが）添えられている。だが、「父母や祖父母を敬愛する気持ちをより一層深めることが大切」といった文言も踏まえて検定される道徳科の教科書や、そのような教科書を用いた授業は、もはや不可避に、一部の人が典型的と考える家族とは異なる在り方をした家族や個人を苦しめるものになってしまうだろう。こうした観点からも、『学習指導要領』やその『解説』は厳しく批判されてしかるべきだ。

さて、以上はほんの一例である。上に掲げた「家族愛」の例に限らず、『学習指導要領』と『解説』における様々な記述が、「考え、議論する道徳」という理念に照らして、あるいは「物事を広い視野から多面的・多角的に考え」る（小学校の場合は「物事を多面的・多角的に考え」る）ことを謳う道徳科の目標に照らして、問い直される必要がある。『学習指導要領』とその標準的な解釈が変わらなければ、教科書会社が道徳科の教科書について工夫したり、学校の先生方が道徳科の授業について工夫したりしようとしても、そこに不要な制限がかかる。それゆえ、『学習指導要領』やその『解説』に対する批判は、今後ますます重要である。

道徳科の実際を吟味する（2）：教科書と授業

道徳科の実際について吟味しようとするとき、『学習指導要領』とその『解説』の次に考えるべきは、道徳科の教科書と授業である。以下ではまず、道徳科の教科書の位置づけについてごく簡単に確認する。その上で、具体的な教材を一つだけ取り上げて考えてみる。

道徳授業を「道徳の時間」として実施していた頃、先生方は、教科書会社の発行する「副読本」や、先生方が独自に開発した教材や、あるいは学校や地域が独自に開発した教材を活用するなどして、授業を行ってきた。これらの教材のうち、「副読本」は、道徳授業用の読み物資料が多数収録されたもので、要するに現在の教科書にかなり似た内容のものではあったのだが、法的な観点から見ると「教科書」（正式名称は「教科用図書」）とは全く異なるものであった。つまり、副読本は（教科書ではないのだから当然であるが）、文部科学省による検定を経たものでも、無償給付の対象でも、いわゆる使用義務があるものでもなかった。

これに対して、「特別の教科」となった道徳科においては、検定され、無償給付され、使用義務があるところの「教科書」が使用されることになった。とはいえ、文部科学省は、道徳科の教科書について、「主たる教材として教科用図書を使用しなければならないことは言うまでもないが、道徳教育の特性に鑑みれば、各地域に根ざした郷土資料など、多様な教材を併せて活用することが重要である」と説明していて、先生方に「多様な教材を活用した創意工夫ある指導」さえも求めている（小中学校の『解説』、2017 年）。したがって、道徳が「教科」化されたからといって、教科書以外の教材が使用できなくなったというわけではない。先生方・学校・地域は、これまでに優れた道徳授業用の

教材も開発してきたのだから、「考え、議論する道徳」の実現に資するならば、そうした教材は今後とも適宜使用されるべきである。また、独自教材の開発は引き続きなされるべきである。

とはいえ先生方は、「主たる教材」であるところの教科書を使わないわけにもいかない。したがって、よりよい教科書とそのよりよい活用方法を模索するために、教科書とその一般的な活用方法を、「考え、議論する道徳」という理念に照らして吟味する必要がある。以下では、道徳科の教科書に掲載されている多数の教材の中から、一つだけ例を挙げて考えてみる。

「かぼちゃのつる」（大蔵宏之著）という読み物教材がある。この教材は、「教科」化の以前と以後を通じて一貫して、小学校低学年、とくに小学1年生の道徳授業における「定番」教材であり続けている。その人気ぶりは、2018年度に合計8社から発行された、小学校1年生用の教科書のすべてに掲載されていることからもうかがえよう。なお、「かぼちゃのつる」の初出は、1966年に文部省が発行した『小学校　道徳の指導資料　第3集　第1学年』であるが、それがそのまま現在の教科書に掲載されているというわけでもない。つまり、副読本の頃からすでにそうであったが、原典に対して教科書会社ごとに異なる何らかの改変が施された上で、たとえば細部の文言が削除・加筆・修正されたり、漫画のようなイラストと吹き出し中心の作品へと改められたりした上で、「かぼちゃのつる」は教科書に掲載されている。とはいえ、どの教科書においても、「かぼちゃのつる」の概要は同じである。要するに、そのあらすじ自体は、1966年の原典から改変されていない。

「かぼちゃのつる」のあらすじは次のものだ。「かぼちゃ」は自分の畑の外につるを「ぐんぐん」伸ばす。「みつばち」や「ちょうちょ」や「すいか」や「こいぬ」が、そっちへのびてはだめですよ、あなたのはたけはまだまだすいていますよ、ここはわたしのはたけですよ、みんながとおるみちですよ、などと、かぼちゃに声をかけたり注意をしたりする。しかし、かぼちゃは、「そんなことかまうものか」などと応じて注意を聞き入れようとせず、さらにつるをのばす。そこに「トラック」が通りかかり、「かぼちゃのつるをぷつりときって」しまう。「いたいよう、いたいよう、ああん、ああん」。かぼちゃは泣いてしまう。

この教材とその活用方法について吟味する前に、教材の位置づけについてもう少し確認しておこう。この教材は、『小学校学習指導要領』が規定する道徳科が取り扱うべき内容のうち、「節度、節制」という項目に対応するものとして教科書に掲載されている。すなわち、この教材は、「健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をすること」という内容項目の、とりわけ「わがままをしないで」という部分に対応する。要は、この教材を教科書が想定している通りの内容項目について使うなら、「わがままをしないで」節度のある生活をすることや、その善さについて、子どもたちが「考え、議論する」ことができればいいわけだ。

それでは、「かぼちゃのつる」という教材と、その活用方法について考えてみよう。まず考えるべきは、この教材につきまとう諸々の問題点だろう。そのすべてを挙げる紙幅の余裕はもはやないが、相互に関連し合う問題点を四点挙げてみる。

第一の問題は、この教材はいわば悪者叩きのような状況を生み出しやすいということだ。この話を子どもに読み聞かせると、多くの子どもは即座に、「かぼちゃは悪い、わがままだ、みんなの注意を聞け」のような反応を示す。それだけではなく、学級の雰囲気にもよるが、かぼちゃがつるを切られる場面

で子どもたちが一斉に拍手をしたり、「やったー」「ざまあみろ」「ぜんぜんかわいそうじゃない」のような声が飛び交ったりすることもある。教科書に掲げられたかぼちゃのイラストは、いかにも意地悪そうな顔をしていることも多いので、教科書を開かせたり、教科書の挿絵を黒板に貼ったりした場合は、なおのことそうなりやすい。「わがまま」な人を含めた「悪い」人に対しては容赦のない無慈悲な言葉を投げかけてよい、などといったことを道徳科で教えたいわけではないはずだ。とすれば、単なる悪者叩きに陥ってしまわないように、教材自体を改善したほうがよい。薄っぺらの悪役にしないように、かぼちゃのイラストやセリフは工夫ができるはずだ。「ぐんぐん」つるを伸ばすかぼちゃの嬉しい気持ち、あるいは大きく成長したいという気持ちが、少しでも子どもに伝わるとよい。これらの点については、教材を活用する際にも工夫ができるだろう。

第二の問題は、この教材の分かりやすさであり、裏返せば子どもの賢さである。小学校1年生の子どもでさえ、「わがままをする人をどう思うか」と尋ねられれば、「ダメだ、迷惑だ」ぐらいのことならば言える。子どもは道徳授業以外の場面で、しかも学校の内外で、「わがままはダメだ、迷惑だ」などと言い聞かされてきたし、今後ともそう言い聞かされる。したがって、単にそのようなメッセージを子どもに伝えたいというだけなら、道徳授業も教材も必要ない。「かぼちゃはわがままだ、ダメだ、迷惑だ」のような単純な思考以外には何も生みださないような授業を、わざわざ道徳科において行う意味はほとんどない。このストーリーを用いて、学ぶ意味のある授業、しかも「考え、議論する」授業を創るのは、ストーリーの分かりやすさに反比例するかのように、むしろ難しい。

第三の問題は、この教材が、「わがままをすると酷く痛い思いをすることになる、ゆえにわがままはダメだ」のような、勧善懲悪型の分かりやすい教訓を示唆しているということだ。もちろん、自らの欲求を状況に応じて制御できない人は、周囲の人々と上手く交流することができなくなるし、かえって自らの欲求を叶えることが難しくなる。この意味で、自己の欲求を状況に応じて制御する、という意味での節度・節制は、他人を生きやすくするだけでなく、自分自身をも生きやすくするがゆえに重要だ。しかし、わがままな人が、トラックに轢かれるといった分かりやすい悲劇にいつも見舞われるかといえば、実際はそうでもない。分かりやすい勧善懲悪型の教訓は短期的には有用なこともある（ごく幼い子どもを、しばしの間危険から遠ざける、等）。しかし、そのような教訓は、「あの人が酷い悲劇に見舞われたのは、あの人が悪いことをしたからに違いない」のような誤った信念や発想の源泉になったり、それを強化したりする（そうした誤った信念・発想は、いわれなき被害者非難に通じている）。しかも、そのような教訓は、長期的にはあまり役に立たない。分かりやすい悲劇は現実にはそうそう起こらないということが、経験からすぐに学習されるからだ。とすれば、この教材を用いる授業は、この教材から単純な教訓を取り出すだけのものであってはならないだろう。

第四の問題は、この教材が、他人のために（周囲に迷惑をかけないように）、自らの欲求や個性（つるがどんどん伸びる、どんどん伸ばしたい）を犠牲にすることを、奨励しているようにも見える、という点だ。自らの欲求に従うことや個性を生かすことが悪いことであろうはずがない。それらは基本的に善いことだ。ただし、自分の欲求や個性に関して何の工夫もできないままだと、周囲と衝突しがちになったり、自分や周囲に危険が及んだりしがちになったりすることがある。だから、自己の欲求や個性を状況に応じて制御できたほうが（自分の畑につるを伸ばす、つるを伸ばしてもよい場所につい

て周囲と交渉する、等の行為も選択できたほうが）、自分にとっても周囲にとっても都合がいい。節度・節制とは、自己の欲求や個性を殺すことではない。むしろそれは、自分を生かすための工夫であり、あるいは自分と周囲を同時に生かすための工夫である。言い換えれば、それは、自分の欲求や個性を健やかに開花させるための思考や行為である。この教材を用いた授業は、こうした点にも留意すべきだろう。

それでは、以上に掲げた問題点を和らげるような「かぼちゃのつる」の活用方法を、わずかばかりではあるが、考えてみよう。この教材を使って、自己の欲求を制御できたほうが自分にとってもよい（何も考えずにつるを伸ばすのではなく、考えながらつるを伸ばしたほうが、かぼちゃ自身にとってもよい）、といったことを「考え、議論する」ような授業も、創れなくはないだろう。そのような「ねらい」を設定して授業を行う場合は、「泣いてしまったかぼちゃさんのために、どうしたらよかったのか教えてあげよう」という発問を、授業の中心に据えてもよい。この発問を受けて、子どもたちが、「わがままはダメだ、迷惑だ」のような意見だけではなく、「みんなの助言も聞いて、つるの伸ばし方を変えたほうがいい」とか「大きくなりたいのなら、もっと考えたほうがいい」とか「そうしたほうがかぼちゃさんのためにもいい」といった意見を、考えることができればよい。

なお、上のように、かぼちゃへの助言を考えるための発問を行う場合、その発問に至るまでに、かぼちゃを薄っぺらの悪役にしないような工夫をしておくべきだろう。そうした工夫をしておいたほうが、子どもたちが、かぼちゃの個性や成長を承認し応援する意見をも、考えやすくなるからだ。かぼちゃを薄っぺらの悪役にしない、という点に関して言えば、残念ながら、現行の教科書の多くは頼りない。その場合は、教科書は開かせずに、成長に胸が躍るかぼちゃの様子が分かるように工夫しながら、読み聞かせを行うのもよい。読み聞かせをしながら、黒板に元気な表情のかぼちゃのイラストを貼って、ぐんぐんと伸びていくつるを、チョークなどで表現するのもよい。その上で、かぼちゃへの助言を考える前に、元気につるを伸ばすかぼちゃの気持ちを考えたり、かぼちゃはどうしてつるを伸ばしたのかを考えたり、かぼちゃの思いは叶ったのかどうかを考えたりしておくとよい。

「考え、議論する道徳」を実現しようとするとき、「かぼちゃのつる」を用いる難易度は決して低くはない。とはいえ、この教材の活用方法は、上に説明した授業と同じような「ねらい」の授業であれ、まったく違う「ねらい」の授業であれ、他にも色々と考えることができるだろう。なお、教材それ自体を抜本的に改良する試み（や別の教材に差し替える試み）はまだまだこれからであるにせよ、「かぼちゃのつる」の活用方法に関する模索は、すでにいくつかの教科書において始まっている。というのも、教科書に掲げられている発問例などから推察するに、いくつかの教科書においては、明らかに、従来一般的であった授業展開とは異なる授業展開が想定ないし提案されているからだ。従来一般的であった「かぼちゃのつる」の活用法とは、おおよそ次のものだ。場面ごとにかぼちゃの気持ちを尋ねる過程の最後に、（中心発問として）つるを切られたときのかぼちゃの思いを尋ね、「みんなの注意を聞けばよかった」などと子どもたちに言わせおいて、いわゆる「展開の後段」として、これまでの自分の生活（わがまましないように頑張ったこと）や、これからの自分の生活（わがまましないように頑張りたいことなど）について尋ねる、等々。こうした活用方法とは異なる活用方法、しかも教科書ごとに別様の活用方法が、かくも公然と模索されるようになってきたのは、おそらくは「考え、議論する道徳」

という理念が意識されてのことであろうが、歓迎すべきことだと思う。

とはいえ、以上に例示した「かぼちゃのつる」に限った話でもないが、よりよい教材やよりよい活用方法を「考え、議論する道徳」という理念に照らして模索する試みは、まだまだ不十分である。というよりも、そうした試みは、まだまだ始まったばかりである。だからこそ、道徳科が現に存在する以上は、様々な立場にあるできるだけ多数の人が――教科書の作成や編集に関わっている人だけでも、他の業務にも忙しい小中学校等の先生方だけでもなく、多数の市民が――、それぞれの立場を生かして積極的に、教科書とその活用方法を批判する必要がある。同時に、教科書とその活用方法を実質的に縛っている『学習指導要領』やその『解説』を批判する必要がある。

結びに代えて

道徳科をよりよいもの、さもなければよりマシなものにしたいのならば、そのための一番の近道はおそらく、様々な立場に在るできるだけ多くの市民が、道徳科の実際――すなわち、『学習指導要領』や『学習指導要領解説　特別の教科　道徳編』や教科書や授業――についての批判的思考を展開し、声を交わすことである。要するに、できるだけ多くの市民が、道徳科の実際について「考え、議論する」ことである。「考え、議論する道徳」という文部科学省公認の理念は、いわばそうした開かれた吟味が参照する軸として、少なくとも一定程度は役に立つはずだ。

私たちは、「教科」化についてのみならず、道徳科の実際についても、できる範囲で「考え、議論する」必要がある。『学習指導要領』や教科書の作成や編集に関わるごく一部の人々にその仕事を委ねていたのでは心もとないし、多忙な状況に追い込まれている先生方にさらなる責任を押し付けてよしとするのも不道徳だからである。

Report 2

第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

2018年度
子ども達の居場所・繋がりづくりの活動

加賀おやこ劇場

自らが創り合う体験活動を、大切にしています。
目に見えるものだけが優先されがちな今だからこそ、心を大切にしたい。お互いを認め合う心を育みたい。そんな心の成長には、肌で触れて感じる実体験は欠かせないと考えています。異年齢集団の中で話し合い、ぶつかり合いながら活動をしていく、その過程を何より大切にしています。
さまざまな価値観を持った大人たちが、子どもたちの育ちの場面で関わり合うことで、活動もより豊かなものとなります。この仲間として育ち合う関係の蓄積を大切にしています。

格差社会の中で子どもたちが生きづらくなっている現在、子どもたちが犠牲者、被害者になる事件や事故を耳にする度に思うのは、どんな社会になろうとも、「一人ひとりの子どものまわりに、子ども自身の心のポケットをうめるような人が増えるように！」ということです。そんな時代だからこそ、この劇場の子どもの学校以外の居場所つくり、年代を越えた繋がりつくりの活動が大切であると思っています。

劇場での活動では、何ができる、できないという価値観ではなく、一人ひとり「違っていい」ということを大事にしています。

関係（繋がり）作り

一人で遊ぶ物（電子ゲーム類など）は禁止としています。初めて参加する子ども達には年上の子が寄り添い、集団に入っていけるよう気を配ることが必要かつ大事になってきています。そのために子ども達が考えたり、学んだりしてきたコミュニケーション遊びを繰り返し行っています。たくさんの活動の中で、なかなか集団に入れず、楽しめない小学生もいます。でもそういった体験も重要な体験ととらえています。誰かに助けてもらいながらも、自分が変わることで、問題を解決できた時こそ子どもが自信を持ち成長していくからです。そのためには継続して活動に参加することが大事です。子ども同士が誘い合い、または高校生が電話で声かけすることで、躊躇していた子どもが活動に参加し、行ってよかったという声を聞くことは多々あります。特に高校生など年上の声かけが子どもの心を動かす力となっています。継続して行っている中で大人が介入しない方が、どの年代の子にもいいことを私たち大人も学んでいます。生活面や活動のルール・計画も全て子ども達が決めています。

2018 年度　子ども達の居場所・繋がりづくりの活動

４月　新高校生歓迎会　【加賀市交流プラザさくら】
６月　夏キャンプに向けた関係作り・・・劇場まつりの売り上げでいしかわ動物園へ
８月　キャンプ　【山中県民の森】
10 月　劇場まつりに向けた話し合い【加賀市交流プラザさくら】
11 月　劇場まつり　【大同工業体育館】
12 月　ウィンターキャンプ　【県立白山青年の家】
１月　あいりす合宿【あいりす】
３月　いらずの森（劇作り・ダンスのワークショップ）【自然学校大杉みどりの里】
ありがとう会（中学３年生　高校３年生への進級祝と感謝の会）【加賀市交流プラザさくら】

8月　高学年キャンプ／山中県民の森

「大人はキャンプを通して子どもに何か身につけてほしいと思っているかもしれないが、自分はこのキャンプで、とにかくいろんな人と知り合って友達を作り、仲良くなってほしい。それが自分にとってのこのキャンプの目的です。」

縦割り班ごとにスーパーで食料買い出し

テントたて

異年生全員で遊ぶ

班ごとに火おこし

11月 げきじょう祭り／大同工業体育

「地域に開かれた活動」として大きな体育館を借りて行っています。お店屋さんごっこと言いながらも、実際にお金がいきかいます。けれども決してフリーマーケットでもバザーでもありません。毎年、お店の準備をし、子ども同士、また子どもと大人がコミュニケーションを楽しみながら、お店屋さんごっこを創り合っていきます。

12月 高校生交流会／県立白山青年の家

高校生交流会は年々難しくなっています。1 番の問題は日程調節です。英検など学校の試験以外の試験日・部活・塾など、とにかく子ども達の忙しさは年々増しています。
ゆっくり友達と思いや悩みなどを語り合うなどゆったりした時間は大事です。

12月 ウィンターキャンプ／県立白山青年の家

今回は、雪が積もらず、雪遊びができなかったが体育館で楽しく遊べて良かった。小学生と楽しく遊べて良かった。今回も疲れるくらい走ったり遊んだりできて楽しいウィンターキャンプになったと思う。(K.A)

今年のウィンターキャンプで多くの人とコミュニケーションがとれたし、もう少し居たいくらいに楽しかったです。次の合宿も楽しみにしています！楽し合宿でした。(N.H)

雪遊びができなかった分、様々な遊びやクリスマスプレゼント交換の仕方も工夫があり、活気のあるキャンプとなっていました。

3月 いらずの森／自然学校大杉みどりの里

１９９５年から継続している「ワークショップ」です。今年はダンス１班とプレイ７班に分かれ最終日に発表します。今年のプレイは劇の中に「あっ！」という言葉がでてくる劇を ２ 泊 ３ 日で作ります。**継続は力といいう言葉を痛感できる活動です。**

プレイ班

「あっ」という言葉しか発せなくなってしまう話や、女性しか入れない学校に男子が女装していてばれてしまった時に「あっ」という言葉が出たりなど、どの班もとても面白い劇となっていました。

今年は今までで一番楽しかったです。３年間ずっとプレイで、その中でも今年はすごくはずかしかったです。でも、楽しくできてうれしかったです。（小６H.M）

劇が楽しかった。（小４S.S）

今年は高校生企画リーダーをしました。大変やったけど、楽しかった。（中１M.H）

今年は初めてプレイでリーダーをして劇を０から作ることの難しさを痛感した。（高２T.S）

プレイでお題が「あっ」て聞いた時意味がわからなかった。でもちゃんと完成できて良かった。（小４S.H）

年々いらずの森のクオリティーがあがっていて感動する。（高３N.K）

ダンス班

あまり話したことがない高校生などとも話せて良かった。ダンスでは高校生がやさしく教えてくれてとっても楽しかったです。さとみ先生ありがとうございました。(中１・N.J)

いらずの森は、今回で２回目でした。去年と同じくダンスを選んで、元々仲良かった友達とも仲良くできたし、新しくできた友達とも仲良く楽しくできあっという間に２泊３日がすぎていったと思います。来年も是非いらずの森に行きたいです。(小６・M.K)

ダンスは難しかったけど、振りが可愛くて、楽しみながら踊ることができました。何よりも劇場の人たちが優しくて、とても濃い３日間だったと思います。高校生になってもできるだけ参加したいです！　(中３・F.T)

高校３年生の子ども達を送る会

県外大学に行く子ども達もいます。

中学３年生の子ども達
「高校入学おめでとう」

Report 3

第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

人権を語り合う中学生交流集会‘18

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会

1 目　的

中学生が学校の枠を越えて、人権をテーマに集い、学び、交流することを通して、自己の表現力やリーダーとしての能力を高めるなかで、中学生自身が本集会を企画・運営するとともに、各校においても人権活動のリーダーとなることを目的とする。

2 これまでの経緯

本集会は、１９９６年に当時の学習会（同和対象地区学習会）に参加する生徒たちが、自分たちだけの活動ではなく、広く他の学習会に参加する生徒たちと同和問題について話し合いたいという思いから、近隣の中学校４校での語り合いの学習からスタートした。年々参加校も増え、徳島県外からも本集会に参加するようになり、２０１６年からは県外からの参加者数が県内より多くなった。今年度で２３回目の集会となった。

3 交流集会運営について

①運営委員会

徳島県内参加校の人権教育主事を中心に、本集会の趣旨に賛同していただいている教員によって運営員会を開き、日程・予算等を話し合っている。本大会に向けてのスケジュールで、各中学校の行事や参加を希望している生徒個々の日程に合わせることは困難であるが、できるだけ多くの生徒・教職員が参加できるように調整し、事務局を中心として実行委員会の案内を行っている。

②実行委員会

第１回の実行委員会は、運営委員会（教職員）主導で本集会の趣旨、日程を説明し、本集会の実行委員長（生徒）を募集する。第２回実行委員会では、実行委員長候補が本年の集会をどのようにしていきたいのか自らの考えを述べた後、実行委員長、役員の選出を行う。第２回以降は、実行委員長が中心となって会の運営を行い、本大会のキャッチフレーズやポスター原画の選出を行ったり、人権をテーマにした意見（作文）発表の後、意見交換や思いを語り合ったりする。今年度の実行委員会は次のような内容であった。

●第１回実行委員会

日　時／4月28日（土）13：30～16：30

場　所／鳴門市　人権福祉センター　3階大会議室

参加者／4団体　31名（生徒21名、教員等10名）

内　容／・中学生集会について説明　・これからの取組について

●第２回実行委員会

日　時／5月12日（土）13：30～16：30

場　所／藍住町　藍住中学校　多目的室

参加者／7団体　34名（生徒22名、教員等12名）

内　容／・中学生集会に向けて　・実行委員長・副委員長の選出

・これからの取組について（本大会での役割）

●第３回実行委員会

日　時／6月9日（土）13：30～16：30

場　所／板野町　文化の館　視聴覚室

参加者／5団体　27名（生徒19名、教員等8名）

内　容 ／・ポスター原画・キャッチフレーズの選出

（応募総数　ポスター18点、キャッチフレーズ53点）

・本大会での役割分担　・作文発表を受けての語り合い

●第４回実行委員会

日　時／7月7日（土）13：30～16：30

場　所／板野町　町民ふれあいプラザ

参加者／4団体　31名（生徒21名、教員等10名）

内　容／・本大会の進行マニュアルについて確認　・作文発表を受けての語り合い

●リハーサル

日　時／7月28日（土）13：00～15：00

場　所／板野町　文化の館　さくらホール

参加者／6団体　37名（生徒25名、教員等12名）

内　容／・進行マニュアルに従って本大会のリハーサル

・本大会に向けて思いを語り合う（台風接近のため本大会延期連絡）

③交流会

例年、本大会前日、リハーサル後に県外生参加の交流会を行っていた。しかし、本年度は、本大会当日に台風１２号が東から西に進路を取る異例のコースで徳島県に接近しているという情報が入り、県外から鳥取県・福井県・香川県の中学生の参加申込があったので、生徒の安全を考え延期することを検討するために緊急事務局会を招集した。日程の変更、場所の検討と案を出すなか鳥取県･福井県の中学生は、延期された日程での参加が難しく、本年度の参加は見送ることとなった。そのため、本大会開催も土曜日とし、前日の交流会も本年度に限り中止することとなった。

④本大会　講演・午前の部

本大会は、徳島県内１０校、徳島県外４校の１４団体（教員だけの参加も含む)、中学生８８名、高校生･大学生１１名、教員等３６名の１３５名の参加があった。講演では、中学生交流集会ＯＢ・ＯＧ３人によるパネルディスカッションを行った。３人は、中・高生人権交流集会でも実行委員として活躍する面々で、これまでの人権交流集会の内容や昨年度の取組、周囲からの相談や家族関係の話など思いを語った。中学校時代の人権学習が今の自分とどうつながっているかや、自分の中にある葛藤なども話してくれた。そして、この内容をもとに、質疑応答を行う形で会を進めていった。

⑤本大会　午後の部Ⅰ・Ⅱ

午後は２部形式で、生徒の意見発表を軸に語り合いを進めていった。Ⅰ・Ⅱ合わせて６本の意見発表を行った。ⅠLGBT＋人権問題について、加点法と減点法について、Ⅱではいじめや差別についての経験と思いについての発表があった。発表者の思いを受けて、参加者から次々と意見や共感の言葉が出された。Ⅰでは､｢同姓を好きになったわけではない。好きになった人が同姓だったのだ。｣という言葉を聞いたという発言を受けて、正しく理解することの大切さと偏見につながる意識の修正について等の意見や発言があり、詩から感銘を受けた話しやいじめや思い込みについての発言もあり、活発な議論となった。

⑥報告書作成

本大会の内容を報告書にまとめ、参加者全員に配布することを目的としている。文章中の表現にはできるだけ手を加えず、誤字・脱字の修正、文章表現の曖昧さの訂正にとどめ、本大会に参加した臨場感が伝わるように作成している。本年度は、台風による本大会延期のため参加した中学生に対して年明けに届けることになった。

4 2018年度　生徒感想（抜粋）

中学校　3年

私は、今回参加して本当によかったと思っています。自分は、意見は発表できなかったけれど、他のたくさんの人たちが自信をもって、堂々と意見を言えていて、すごいなと思いました。また、パネルディスカッションで先輩方が実体験について語ってくれて、貴重な体験ができたなと思いました。私は、作文を読ませていただいたのですが、私の作文に対して、たくさんの方が意見や感想を言ってくださって、とても嬉しかったし、参加して読んでよかったなと思います。

今回他校の人と交流することができませんでしたが、次にこういう機会があれば、たくさんの人と交流できたらと思います。「次」からするじゃなくて「今」からするという先輩の言葉を忘れないようにしたいです。

中学校　3年

私がこの大会に参加し始めて、今年で3年目になります。初めて参加したとき、人権について深く語り合う先輩方の姿に心を打たれました。私もあんな風に人権活動に積極的に取り組みたいと思い、2年生の時に副実行委員長、そして3年生になった今では、実行委員長を務めてきました。私は大勢の人の前に立つと、とても緊張してしまうので「これから実行委員長として、しっかりとやっていけるのだろうか」と不安になることもありました。しかし、他のメンバーや先生方に支えられ、本大会を無事迎えることができました。本大会には、私が心から尊敬している先輩方が来てくださり、パネルディスカッションでは楽しく、より深く人権の大切さについて学ぶことができました。

この大会に参加したことで、新しい友達もできたし、人権の輪がさらに広がったのではないかと思います。この経験を生かして、次の中高生の人権集会につなげていきたいです。

中学校　3年

福井県や鳥取県の中学校がこれなくなってしまったのは残念だけれど、本大会が中止にならず、延期として今日することができて、本当に良かったです。3人のパネリストの話を聞いて、私は強く心を打たれました。先輩の話については、すごく胸が痛くなり、みんな同じようにこの地で暮らしているのに、その中にはこんなに苦しい思いをしている人もいるんだと思いました。そう思うと何だか、私はこんなに普通に過ごしていて良いのだろうかと思えてきました。でも、そんなことを思っていても何もならないので、私は、もしも誰か苦しい思いをしている人がいたら、すぐに相談にのったり、その人の力になれるよう

に努力したいと思います。

作文発表やみんなの意見を聞いては、改めて人権について考えさせられました。私は、手を挙げて意見を言うことはできませんでしたが、自分とは違った意見を聞くことができたことで、良い刺激となり、考えの幅が広がりました。

去年、今年と、この会に参加して、仲間と共に人権について学びながら成長することができて、本当に良かったです。学んだことをこれからの生活に役立てていきたいと思います。

中学校　３年

私はもう三年生で最後だったので、本大会ができて、本当に良かったです。二年、三年と参加させてもらいましたが、「なんで一年生の時もこんかったんだろう。人権委員会に入ってたらよかったなあ。」とつくづく思います。今日、他県の中学校で参加できなくなった所もあったけど、それでも多くの人が来てくれてうれしかったです。勇気を出して実行委員長になってよかったです。作文を読む機会や、自分の意見を伝える機会を与えてもらったことで、いろんな人と仲良くなれたし、自分にとって、素晴らしい経験であったと思います。みんな楽しくて、面白くて、真剣なときは一緒に話し合える一生の友達です。みんなの飾らない素直な言葉を聞けて、自分には無かった考えを自分の中にどんどん吸収していくことができました。高校生になってもおじゃましたいです。お世話になった先生方、本当に感謝しています。この会で学んだこと全て高校で活かしていきます。ありがとうございました。

中学校　１年

私は「人権を語り合う中学生交流集会」に参加して、多くの意見に触れることができました。ＬＧＢＴの人たちの人権問題や高校生の先輩方の考え方を知り、私もさらに人権に関する興味をもつことができました。特に心に残っている意見は、ＬＧＢＴなどの区別をすること自体が無意味で、好きになった性がどうであれ、「その人が好き」でいいじゃないかという意見です。なるほどと思ったし、たしかにわざわざＬＧＢＴのようにわける意味もないように思ったからです。それも個性で、それを含めてその人自身なのだと思います。

生と死に関する話も出てきました。「自死」というのは案外身近なのかもしれないと少し怖くなりました。思いつめて自ら命を絶ってしまうのは悲しいことだと思うし、まわりの人も深く悲しみます。私も思いつめてしまう可能性はあると思うし、決して人ごととは言えません。そういうときに相談できるような人がいてくれると安心するし、私自身もそんな人になりたいです。

今回学んだことをこれからの生活に生かして、人権について考える時間も増やしていきたいです。

中学校　１年

私は今回ＬＧＢＴ＋について初めて知った。性同一性障害については知っていたが、ＬＧＢＴ＋という言葉を聞いたのは初めてだった。これまで何気なく「ゲイ」などの言葉を使っ

ていたが、それは仮面をかぶらざるをえなかった当事者の人たちにとって、とても傷つく差別用語かもしれないと思った。ＬＧＢＴ＋の人たちは、いたって普通の人たちだ。ただ体と心の表現がこんがらがっただけで。それを気持ち悪いという言葉だけで片付けてしまうのはやはり差別だと思う。当事者の人たちの中で、「なぜ同性を好きになるのかなど自分たちの気持ちは理解しなくてもいい」と言っている人がいることを知った。それは、私たちがいずれ恋をしたときに「どうして異性が好きなの？」とか「どうしてあなたは女なの？」と聞かれて、答えに困ってしまうのと同じだと思う。私はこれから、仮面をかぶらざるをえなかった当事者の人たちが、楽しく安心して過ごせるような集団にしたい。そして仮面をかぶらなくてもよい集団にしたい。

このように、人権について知ったり考えたりする機会をいただき、先生方ありがとうございました。

中学校　１年

私は今回初めて参加したけれど、本当に充実した一日でした。残念ながら勇気が出せず、他校の人に話しかけられなかったのですが、来年こそは一人でも友達をつくりたいです。パネリスト三人の方が、「ここでの友達は一生ものになる」とおっしゃっていたので、来年は私も、そんな友達になれるようにします。そして最も心に残った言葉が、最後の方に先生がおっしゃった「自分で決断することは簡単だけど、あなたは本当に明日からそれができますか。」という言葉です。私はこの言葉が強く心に刺さりました。今回の集会で、私は何度か発表して、「～というようにしたいです」という言葉を使いましたが、「明日から本当にできるか」と問われても正直に言うとうやむやな感じで、断言する自信がありません。しかしパネリストの方々は、自分でなんらかの行動を起こしており、私の見本のように思います。近くに見本になる方がいらっしゃるとやりやすい気がします。この集会で学んだことを、これからの生活で生かしていきます。とてもよい夏休みの思い出ができました。

中学校　３年

人権を語り合う中学生交流集会に参加させてもらって、人権や差別について、よく知りよく考えることができたと思います。私は学校で人権や差別について学んだあとの感想文には決まって、「人権を大切に、差別をなくす」と何も考えずに書いていました。なぜなら、私一人が自分と他人を大切にして差別をなくそうとどんなに努力しても、他の人が人のことを大切にしないで、差別をしてしまうと、結局差別はなくならないし、それなら、真面目に勉強しなくてもいいと思ったからです。しかし、今回人権を語り合う中学生交流集会に参加し、人権や差別についての意見を交換して、人権についての考え方が変わりました。特に今回関心を持ったのは、ＬＧＢＴ＋についてです。同性同士で付き合うのはおかしいことではないという考えから、意見交換をした際に出た、「同性を好きになったのではない、好きになった人が同性だったのだ」という言葉がとても印象に残りました。その他にも、マイナスのものをプラスに変える方法など、私が想像したことがない考えを聞くことができました。人権を語り合う中学生交流集会では、自分が考えたことがないような意見や、自分

が出した意見についても深く考えてもらって、よい勉強になりました。このような場がまたあったら、ぜひ参加したいと思いました。

中学校　３年

いつも学校でしている全体学習とは違い、手がどんどん挙がっていてすごいと思いました。私は発表ができませんでしたが、聞いているだけでも勉強になった気がします。

私は、今までＬＧＢＴ＋についてあまり知りませんでした。今日、いろいろな話を聞いて興味をもちました。同性を好きな人たちや、異性を好きな人たち、どちらでもない人たち、どちらにも当てはまる人たちなど世界にはいろいろな人がいて、その全員が同じ人間で特別な人などはいないということを改めて思い知りました。今まで、同性愛者の人を「気持ち悪い」と思ったことがありました。でも、そんな考えをもっている中では幸せになれる人となれない人が出てきて、不平等な世界になります。だから、もっとＬＧＢＴ＋の理解を深めて、同性の人同士が結婚できる制度ができるといいなと思いました。

また、身近で大切な人が自殺で亡くなった人や、自殺未遂をした人の話を聞いて、家族や友だちを今よりもっと大切にしていこうと思いました。いろいろな差別が残り続けているけれど、その差別を受けている人はみな悲しいと思います。一人でも多くの人が差別意識をなくしていくといつか世界から完全に差別がなくなると思うので、まずは自分から差別意識と向き合っていきたい、なくしていきたいです。

中学校　２年

私は今回２度目の参加でした。去年とはまた違うことを学べて良かったと思います。３人のパネリストの人たちの話を聞いて、本当に人権のことを大切にしている人たちだなと実感しました。ＬＧＢＴ＋の話になって同性愛者だからといって、おかしい気持ち悪いとか、トランスジェンダーだからその人たちをバカにして笑ったり、そういう批判的なことを軽々と口にしている人はまだまだ身の回りに絶対いると思いました。そのためにも、今からでも何が自分にはできるか考えてみたいと思いました。そのほかにも、自分が気づけなくてあの人が死んでしまったとかそういう話が多かったのも驚きました。身の回りにすぐ近くで辛い過去をかかえている人がいることも分かりました。ほかにもたくさん人権について学べたのでよかったです。

高校生

中学２年生から参加して、今回で３回目になります。今年は高校生として参加して、中学生のときは、みんなの意見を聞いて発表するのに必死でしたが、今回はこれから高校で人権について語り合う場をつくるためにどうすればいいかなど、ちょっと違った見方で参加していました。私は高校で語り合う場をつくろうと思っていて、今回、そのことを相談することができる徳島の高３の仲間ができて、とてもうれしかったです。また、中学生のみなさんや、高３のみなさんや先生方の意見や思いを聞きながら、勇気をもらうことができました！どんなにうまくいかないことがあっても、闘い続けます！今日はありがとうございました！

5 終わりに

県内の参加者で、昨年も参加していた生徒は数えるほどしかいない。実行委員長も参加経験があるのは数人だけで、「自分の考えで引っ張っていいのか」と戸惑い、他の未経験の実行委員長は「何をどうしていったらいいのか」と不安があり、互いに遠慮してしまい、実行委員会がスムーズに進まないことがあった。しかし、実行委員会を重ねていくうちに、経験者は要所要所で引っ張り、他の実行委員長は慣れてくるにしたがって意見を言い、自分から動けるようになっていった。

これまでこの集会に参加してきた生徒たちが、徳島県教育委員会主催の「中・高生による人権交流集会」で、生徒部会の中心となって活躍してきた。今年の交流集会の役員であった高校３年生は、「来年の中学生集会に講師として呼んでよ。」と生徒自らが名乗りを上げてくれた子たちであった。中学生に伝えたい思いがいっぱいあることを伝えてきていた。人権活動に生き生きと取り組んでいる先輩の姿が、中学生にとってのよきモデルとなり、その中学生が次のモデルとなっていくことで、いいサイクルが生まれてきている。

本年度は、これまでずっと使わせてもらっていた会場の鳴門市人権福祉センターが、耐震工事に入るため使えない状況が考えられるなかスタートした。まずは会場を見つけ、日程を消化してきたところで、異例の進路をとる台風の接近により延期を余儀なくされた。それによって参加することができなくなってしまった県内・県外の中学生がいた。中学校３年生最後の年に参加できなくなってしまったことを悔しがっている生徒もいたが、逆に日程の変更で参加できるようになった実行委員もいた。様々な人の思いが交差するこの会の重要性を考え、来年度は鳴門市人権福祉センターの耐震化工事終了で第２４回を盛大に行っていきたいと考えている。

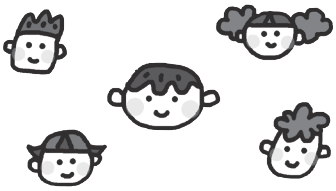

Document

2019.11 ～ 2020.1

子どもの権利をめぐる国際動向

ARC 代表・子どもの人権連代表委員　平野裕二

今号より、筆者が日々 Facebook にアップしている投稿のなかから、子どもの権利をめぐる国際的動向についての主なニュースを紹介していきます（一部、日本国内の動きについても取り上げます）。各項目の末尾に関連の投稿の日付を掲載していますので、詳しい情報は各投稿をご参照ください。筆者のアカウント名は Yuji Hirano（yujihirano.arc）です。

【2019 年 11 月】

■ ASEAN、子どもの権利保障に対するコミットメントをあらためて確認

ASEAN（東南アジア諸国連合）とユニセフは、11 月 1 日、子どもの権利条約採択 30 年を機に『ASEAN の子どもたち：子どもの権利条約の 30 年』と題する報告書を発表した。報告書は、この 30 年間で ASEAN の子どもたちの状況が相当改善されたことを振り返りつつ、まだまだ課題が残されているとして、▽協働の強化、▽子どもを誰ひとりとして取り残さないこと、▽ジェンダー平等の達成、▽子どもに配慮した気候行動の加速など 10 項目の勧告を行なっている。

また、ASEAN 各国首脳は 11 月 2 日に「ASEAN における子どもの権利の増進に対するコミットメントの再確認」に関する共同声明を発表し、子どもの権利条約の全面的実施に対するコミットメントを再確認するとともに、▽子どもの権利に関する法的枠組みの強化、▽ジェンダー平等の達成および子どものエンパワーメントを図るための取り組み、▽条約 13 条（表現・情報の自由）に基づいて自己表現を行なう子どもの権利の保護、▽ 21 世紀型スキルに対応する政策の策定・立案に子どもたちが参加・関与する機会の創設を含む 9 項目の行動をとることに合意した。あわせて、「移住の文脈における子どもの権利についての ASEAN 宣言」「ASEAN におけるあらゆる形態のオンラインの搾取および虐待からの子どもの保護に関する宣言」も採択している。（11 月 8 日投稿）

■英国の子どもコミッショナー、子どもの権利の保障状況に関する中間レビューを共同で発表

英国を構成する 4 地域（イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランド）の子どもコミッショナーは、2019 年 11 月 5 日、英国における子どもの権利の保障状況に関する「中間レビュー」を共同で発表した。このレビューは、国連・子どもの権利委員会による英国の第 5 回報告書審査が 2016 年 5 月に行なわれ、次回の報告書審査が 2022 年に予定されていることを踏まえて、2016 年の審査以降の進展と課題を振り返るために実施されたもの。▽心身の健康、▽経済的安定、▽家族の支援、▽子どもに対する暴力、▽デジタル関連の権利、▽刑事司法、▽教育、▽子どもの権利の尊重の各分野について、進展と課題が指摘されている。

すべてのコミッショナーが今後の優先課題として最初に挙げているのは、国連・子どもの権利条約の全面的な国内法化（国内法への編入）である。英国では、条約は批准しただけでは国内法として直接の効力を持たず、裁判でも間接的に参照されるにすぎないため、このような対応の必要性が指摘されてきた。現在、スコットランドでは条約の国内法化のための作業が具体的に進められているが、他の地域でも同様の対応が求められている。（2020 年 1 月 3 日投稿）

■ユニセフ・スリランカ、大統領選候補者に子どもの権利へのコミットメントを要求

11 月 16 日にスリランカで行なわれた大統

領選に向けて、ユニセフ（国連児童基金）・スリランカが「子どもたちのための投票」キャンペーンを実施。▽子供の栄養不良を根絶すること、▽若者が未来に向けて準備できるような教育制度を構築すること、▽子どもの貧困に終止符を打つこと、▽体罰を禁止すること、▽スリランカを万人にとってインクルーシブで平和な場所にすること、▽気候変動と闘うことの６つの重要課題を挙げ、35 名の大統領候補に対し、これらの問題の解決に対するコミットメントを表明するよう求めた。

カナダで 10 月に実施された下院議会選挙でも、非営利民間団体のチルドレン・ファースト・カナダが同様のキャンペーンを展開しており、このような取り組みが広がりつつある。（11 月２日投稿）

■韓国や台湾の学校における生徒の人権侵害状況が明らかに

韓国「ろうそく青少年人権法制定連帯」と全国教職員労働組合（全教組）が全国の中高生 2871 人を対象として実施した「2019 全国学生人権実態調査」で、中高生の２人に１人が「学校を辞めたい」と考えている（非常にそう思う＝ 20.9％／ややそう思う＝ 26.4％）ことが明らかに。その理由の筆頭に挙げられているのは成績関連のストレスで、生徒たちが教師に対して求めることの第１は「生徒を尊重する態度」だった。

法律で禁止されている体罰も依然としてなくなっておらず、回答した生徒の 16.5％が「手足や道具による体罰」を、４人に１人（24.4％）が教師による「身体的苦痛」を経験していた。携帯電話の終日使用禁止（65.7％）、服装規制（65.4％）、頭髪規制（53％）などの制限も広く行なわれており、学校の変化が生徒の人権意識の高まりに追いついていないと指摘されている（ハンギョレ〈「体が自然と拒否する」…中高生の４７.3％「学校辞めたい」〉11 月２日配信）。

台湾でも韓国以上に深刻な状況があり、オルタナティブな教育のあり方の模索と実践に取り組む財団法人・人本教育文教基金会が 10 月３日に発表した調査結果によれば、体罰を受けた／目撃したことがある生徒は中学生（国民中学校）の 68.6％、高校生（高級中学校）の 28.7％、職業高校生（高級職業学校）の 47.6％にのぼった。法律で明示的に禁止されていない暴言も蔓延しており、中学生の 54％（2016 年の 33％から急増）、高校生の 35.9％、職業高校生の 46％が教師による暴言を見聞きしたと回答している。

同会の調査によれば、このほか、▽子どもの人格・尊厳を傷つける屈辱的な罰やその他の強制措置、▽「頭からつま先まで」の規制（髪型・服装）と恋愛禁止、▽放課後学習や週末・季節補習への参加の実質的強制、▽プライバシーの侵害などの問題が依然として蔓延しており、校内苦情申立て制度も十分に機能していない。（11 月３～５日投稿）

■子どもの権利条約について「聞いたことがない」大人が４割超――日本

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（Save the Children Japan）は、11 月 14 日、子ども（15 ～ 17 歳）2,149 人・大人 27,851 人の約３万人を対象として実施した、子どもの権利に関する意識調査の結果を発表。子どもの権利条約について知っているかどうかについて、「内容までよく知っている」と回答したのは子ども 8.9 パーセント／大人 2.2 パーセントに留まり、子ども 31.5 パーセント／大人 42.9 パーセントが「聞いたことがない」と回答するなど、条約が十分に周知されていない状況が露わになった。

また、子どもの権利が十分に尊重されているかどうかについて、「尊重されている」と答えた子どもが 18.7 パーセントに留まる一方、大人は 31.0 パーセントが子どもの権利を「尊重している」と回答するなど、子どもと大人の意識のずれも明らかになっている（「ある程度尊重されている／している」と回答したのはそれぞれ子ども 51.0 パーセント／大人 49.8 パーセント）。（11 月 15 日投稿）

■フランスで子どもの権利に関するヨーロッパ会議が開催される

11 月 13 日から 14 日にかけて、欧州評議会の本部が置かれているストラスブール（フランス）で子どもの権利に関する地域会議が開

催された。10 か国から 13 人の子どもたちも招待された同会議のテーマは〈パワーを捉え直す：ヨーロッパの未来の鍵である子どもの権利の強化〉。今後の課題として、▽子どもたちの活動を、自分たちに関する決定に参加する子どもの権利の表現として歓迎すること、▽子どもに対する暴力への対応を向上させ、子ども同士の性暴力のような「タブー」視されてきた問題にも取り組んでいくこと、▽離婚をめぐる両親のとげとげしい争いの状況下で、子どもが交渉を有利にする材料として利用されないようにすること、▽ネット上の犯罪から子どもを保護することなどが挙げられた。

なお、欧州評議会では「子どもの権利に関する戦略（2016 ～ 2021 年）」を策定している。(1) すべての子どもにとっての平等な機会、(2) すべての子どもの参加、(3) すべての子どもにとっての、暴力のない生活、(4) すべての子どもにとっての子どもにやさしい司法、(5) デジタル環境における子どもの権利の 5 つを柱とする行動計画で、今回の会議ではその実施状況の中間評価も行なわれた。（11 月 16 日投稿）

■子どもの権利条約の実施に関する「誓約」を多くの国が表明

国連・子どもの権利委員会は、2019 年 3 月、締約国に対して、条約採択 30 年を記念して子どもの権利の促進・保護・実現のために「ひとつの具体的かつ測定可能な行動」を起こすことを奨励するとともに、子どもの権利に関するコミットメントや国内での取り組みについての情報を委員会に提供するよう要請していた。

これに応じて、日本を含む 47 か国（2019 年 11 月 13 日現在）が 192 項目の「誓約」（pledge）を表明している。日本の誓約内容は次のとおり。

「1．子どもに対する暴力をなくすための国内行動計画を策定する。

2．現行の措置をさらに実施する。日本は、児童虐待の防止および体罰の明確な禁止を目的として、2019 年 6 月、児童福祉法その他の関連法を改正するための法律を制定した。日本は、子どもの権利をさらに保護するため、現在進められている他の取り組み（2017 年の「児童の性的搾取等に係る対策に関する基本計画」を含む）とともにこれらの措置を引き続き実施していく。

3．市民社会と引き続き連携（engagement）していく」

他の国の誓約内容を見ると、たとえばドイツは基本法（憲法）に子どもの基本的権利を明示的に盛りこむための努力を続けていくと表明している。英国は、各省庁が開始した／開始しようとしているさまざまな取り組みを網羅した 61 ページにおよぶ文書を、「CRC@30：子どもの権利の促進、保護および実現に貢献する政策イニシアティブ」と題して提出した。（11 月 14 日投稿）

■ユニセフ、報告書『岐路に立つ子どもの権利条約』を発表

ユニセフは、11 月 15 日、条約採択以降の 30 年間を振り返る新たな報告書『岐路に立つ子どもの権利条約』（The Convention on the Rights of the Child at a Crossroads）を発表。ヘンリエッタ・フォア事務局長は、発表にあたり、「これまでにないほど自らの権利のために声をあげている若者たちを見習い、私たちも今、大胆かつ創造的に行動しなければなりません」と強調した。

また、ユニセフは国連・子どもの権利委員会とは別に「グローバル誓約：すべての子どもに、すべての権利を」への賛同を各国に呼びかけており、日本を含む 80 か国以上が賛同している 2019 年 11 月 19 日現在）。そこでは、条約の完全実施に向けた具体的措置をとっていくことのほか、▽戦略やプログラムの策定・評価に子どもたちの視点を含めていくことの重要性、▽パートナーシップおよび調整の強化を通じて、そして子どもたち自身とともに、団結して行動していくことの重要性も強調されている。（11 月 19 日投稿）

■国連人権専門家、世界観光機関「観光倫理枠組み条約」の正式採択を歓迎

国連世界観光機関（UNWTO）は、2019 年 9 月 9 日～ 13 日にロシア・サンクトペテルブルグで開催された第 23 回総会において、「観光倫理に関する枠組み条約」を同機関の全公

用語で正式に採択した（英・仏・西・露・アラビア語）。1999 年の「世界観光倫理憲章」をもとにしたもの。

同条約は、第５条２項で人権、とりわけもっとも被害を受けやすい立場に置かれた集団（子どもを含む）の権利の促進について定めるとともに、同３項でとくに性的搾取（とりわけ子どもに対して行なわれるもの）と闘う必要性を強調している。メディアの役割について定めた第９条６項でも、メディアが「いかなる形でも観光における性的搾取を促進するべきではない」旨、規定されている。

子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表、子どもの売買および性的搾取に関する特別報告者、とくに女性および子どもの人身売買に関する特別報告者をはじめとする国連人権専門家は、子どもの権利条約採択 30 年記念日の前日にあたる 11 月 19 日、枠組み条約の採択は旅行・観光における子どもの搾取との闘いにおける重要な一歩であるとして、すべての国に対して同条約の批准を呼びかけた。（11 月 25 日投稿）

■オーストラリア国家人権委員会、子どもの権利の保障状況に関する「スコアカード」を発表

オーストラリア国家人権委員会の子ども担当委員、ミーガン・ミッチェル氏は、11 月 20 日、同国における子どもの権利の保障状況に関する「スコアカード」を発表した。56 ページ（A4 版）からなる報告書では、若干の前進があったことは認めながらも、依然としてきわめて重要な問題が多数存在することを指摘し、それぞれの問題に関して今後とるべき対応についての詳細な勧告を行なっている。とくに、▽刑事責任年齢（10 歳）を最低でも 14 歳まで引き上げるとともに、子どもの自由剥奪は最後の手段としてしか用いられてはならないという原則を徹底させること、▽権利を侵害されやすい立場に置かれたさまざまな子ども（アボリジナル・トレス海峡諸島民の子ども、障害のある子ども、養護の対象とされている子ども、村落部・遠隔地の子ども、文化的・言語的に多様な背景を有する子ども、LGBTI である子どもなど）の状況についていっそうの対応をとることなどが促された。

このほか、自殺や自傷行為に表れるメンタルヘルス関連の問題、入管収容の問題、気候変動が子どもの権利・健康・十分な生活水準に及ぼす影響などについても取り上げられ、こうした問題に効果的に取り組んでいくための前提として、▽「子どものウェルビーイングのための国家計画」を策定・実施に向けて正式に閣僚評議会を設置するとともに、子ども担当大臣を任命すること、▽子ども関連の立法に関する「子どもの権利・ウェルビーイング影響評価」手続を導入すること、▽子ども関連のデータに関する全国的枠組みを発展させることなどが勧告されている。子どもの意見表明権との関連で、▽子ども担当委員が継続的に子どもたちとの協議を行なえるようにするための資源を配分すること、▽子どもの意見表明を保障するためにあらゆる関連の法律を見直し、改正することも勧告された。（11 月 23 日投稿）

■国連・子どもの権利委員会、個人通報の傾向に関する文書を発表

国連・子どもの権利委員会は、通報手続に関する子どもの権利条約の選択議定書（2011 年）に基づいて行なわれてきた個人通報の傾向（2019 年 10 月現在）をまとめた文書を発表した。委員会のもとに寄せられた通報は 300 件以上にのぼり、そのうち 100 件が要件を満たした通報として登録されている。登録された事案のうち、委員会は 30 件について決定を行ない、そのうち８件について条約違反を認定。14 件については受理できない旨を宣言し、８件については審査を打ち切っている。現在、70 件が審査中である。

申立て対象国はヨーロッパ諸国（スペイン、デンマーク、スイス、フィンランド、ベルギー、ドイツ、フランス、アイルランド、スロバキア、ジョージアなど）が中心だが、その他の地域の国（アルゼンチン、チリ、コスタリカ、パナマ、パラグアイなど）を相手方とする通報も行なわれている。テーマ別に見ると、移住関連の問題を取り上げた通報がとくに多く、ノンルフールマン（拷問・迫害等が行なわれるおそれがある国への送還・追放の禁止）の

原則、年齢鑑別、子どもの入管収容、親からの分離、家族再統合、庇護手続へのアクセスなどが争点となっている。このほか、▽子どもの連れ去り、監護権および面会権、▽代理母出産、▽少年司法、▽体罰、▽男児割礼の問題を争点とする通報も行なわれている。

条約違反を認定された国のうち、ベルギーは委員会の勧告をほぼ全面的に受け入れ、必要な対応をとった。デンマークとスペインも委員会の認定を受けて一定の対応をとったものの、十分に満足できるものにはなっていないとされる。（11 月 27 日／ 10 月 7 日投稿）

■欧州議会、子どもの権利に関する決議を採択

欧州連合（EU）の主要機関のひとつである欧州議会は、11 月 26 日、国連・子どもの権利条約採択 30 年を記念する子どもの権利に関する決議を採択した。子どもの権利は EU 政策の中心に位置づけられるべきであると指摘したうえで（パラ 1）、子どもの最善の利益の原則があらゆる法律・決定・判決等で全面的に尊重されることを確保するよう、欧州委員会および EU 加盟国に呼びかけるもの。さらに、▽子どもたちのために健康的な環境を確保し、かつ気候変動の悪影響と闘うための行動を強化する必要があること（パラ 7）、▽子どもは消費者として被害を受けやすい立場にあり、不適切な広告やメッセージから子どもを保護するための措置が必要であること（パラ 9）などを指摘し、子どもに対する暴力の解消、子どもへの投資など個別分野における具体的取り組みを促している。

また、子ども参加の推進に関しては、「子ども参加の文化はあらゆる――家庭、コミュニティ、地方、広域行政権、国および欧州の――レベルで構築することが可能であり、かつ社会に短期的および長期的利益をもたらしうることを強調」したうえで（パラ 47）、▽「立法への子ども参加を強化する」こと（加盟国への要請）、▽「欧州、国、広域行政権および地方の議会の活動における、とくに主要な政策分野への子ども参加を進めるための意味のあるしくみ（子ども評議会など）を創設する」こと（加盟国・欧州委員会への奨励）などが求められた（パラ 48）。子ども・若者が主導して行なわれている気候変動関連の活動の重要性にも言及し、「子どもたちがますます公共政策に関与するようになりつつあり、かつ関心を持って変革を推進する市民として発言する意思をますます表明できるようになりつつある」ことの表れだと評価している（パラ 50）。（11 月 28 日投稿）

■メキシコが体罰の全面禁止に向けて一歩前進

メキシコ連邦議会（上院）は、11 月 26 日、子どもの体罰を全面的に禁止する法案を全会一致で承認した。この後下院で承認されれば、メキシコも体罰全面禁止国（2019 年末現在 58 か国）に加わることになる。ラテンアメリカ地域ではすでにウルグアイ、ベネズエラ、コスタリカ、ホンジュラス、ブラジル、ボリビア、アルゼンチン、ニカラグア、ペルー、パラグアイ、スロベニア、モンテネグロなど子どもに対する体罰（家庭におけるものを含む）が全面的に禁止されている。（11 月 29 日投稿）

■ユニセフ、デジタル技術と子どもに関する報告書を発表

ユニセフ（国連児童基金）は、11 月末、11 か国の子ども（9 ～ 17 歳）約 1 万 5 千人を対象として実施された調査に基づく報告書『つながった世界で成長する』を発表。「子どものインターネット利用の行き過ぎた制限は、子どもたちが学習とスキルを身に着ける機会を奪う」ことを強調したうえで、親が子どものデジタル世界に積極的に関わり、リスクについて話し合うことなどの必要性を指摘した。

欧州評議会加盟国のうち 34 か国の 43 機関が参加する子どもオンブズパーソン欧州ネットワークも、2019 年 9 月末に開催された第 23 回総会で「デジタル環境における子どもの権利」についての見解声明を採択・発表し、▽デジタル環境で行なわれる行動・決定に関する子どもたちの意見表明権を保障すること、▽すべての子どもが差別なくデジタル環境にアクセスできるようにすること、▽親・養育者がデジタル環境における子どもの権利

を守れるようにするための支援を提供することなど、９項目の勧告を行なっている。欧州評議会は2018年７月に「デジタル環境における子どもの権利の尊重、保護および充足のためのガイドライン」（閣僚委員会勧告CM/Rec(2018)7）を採択しており、子どもの権利条約とあわせて同ガイドラインを参照・遵守することも促された。（2020年２月２日投稿／１月17日投稿））

【2019年12月】

■９か国の政府が「子ども・若者と気候行動に関する宣言」に署名

COP25（第25回国連気候変動枠組条約締約国会議、12月２日～15日）が開催されているマドリード（スペイン）で、12月９日、スペインやスウェーデンなど９か国の政府が「子ども・若者と気候行動に関する宣言」に署名した。同宣言は世界中の子ども・若者が挙げた優先課題を反映したもので、署名国政府は次の７項目の行動（要旨）に対するコミットメントを確認している。

(1) 健康的な環境に対する子どもの不可譲の権利が国際的に承認・充足されることを唱道し、この権利が地域文書や国内法に掲げられるようにするための措置をとる。

(2) パリ協定の実施において子どもおよび若者の権利を尊重・促進・考慮するための努力を強化する。

(3) 子ども・若者に敏感な適応・防災・緩和措置への投資を緊急に増強し、加速させる。

(4) 気候変動・環境教育の確立およびこれらの教育への投資等の手段により、気候変動緩和・適応対策に関する子ども・若者の能力強化を図る。

(5) 気候変動関連プロセスへの子ども・若者の意味のある参加を強化する。

(6) 気候変動に関する意思決定への子ども・若者の効果的参加を確保するため、国際的な「子ども・未来世代委員会」および国内における類似の機構の設置を検討し、積極的に追求する。

(7) 上記の目的を積極的に追求するための制度上・行政上の措置を国内的・国際的レベルでとる。

この宣言に署名したのは、前述したスペインとスウェーデンのほか、チリ、コスタリカ、フィジー、ルクセンブルク、モナコ、ナイジェリア、ペルーの９か国。他の国による署名も随時受け付けている（その後、スロベニアも署名）。（12月12日投稿）

■世界人権デーで〈人権のために立ち上がる若者たち〉が国際的テーマに

国連総会で世界人権宣言（1948年）が採択された12月10日は国際的に「（世界）人権デー」と位置づけられており、世界各地で人権関連の行事が行なわれる（日本でも12月10日を最終日とする１週間が「人権週間」とされている）。今年の人権デーの国際テーマは〈人権のために立ち上がる若者たち〉（Youth Stand Up for Human Rights）とされ、強調事項には▽教育、▽気候変動、▽参加、▽LGBTI、▽レイシズムとの闘い、▽ジェンダー平等、▽いじめが挙げられた。国連はこのところ若者（おおむね15～24歳）の役割を重視・強調するようになっており、今回のテーマ設定もその流れのなかに位置づけられる。（12月10日投稿）

■台湾、国家人権委員会の設置法を可決

台湾の立法院（国会）は、12月10日、「監察院国家人権委員会組織法案」を可決した。国の不正行為の監視・告発、国家機関の会計監査等を担う監察院の下に、独立の国内人権機関として国家人権委員会を設置するというもの。

組織法は９条から構成され、法律の目的は、▼憲法で保障された人民の権利を実施するために人権の促進・保護のための基礎的条件を整えること、▼社会的公平および正義の実現を確保すること、▼国際人権基準を遵守すること、▼人権の価値および規範を確立することなどにあるとされる。この目的を遂行するため、国家人権委員会は、▽拷問その他の人権侵害やさまざまな形態の差別に関する事件を包括的に処理・調査すること、▽政府機関に対して勧告や報告を行なうこと、▽重要な国際人権文書の国内法化を支援すること、▽国際人権基準に基づく憲法改正・法改正を提案すること、▽重要な人権問題に関する報告

書や年次国家人権状況報告書を作成すること、▽人権教育を監視・推進すること、▽人権に関する国内外の交流および協力を促進することなどの任務を遂行することになる。

国家人権委員会は 10 人の委員から構成される予定で、研究企画班、調査作業班、教育交流班の 3 つに分かれて活動することになる模様。委員には、人権の促進・保護に取り組んできた実務経験を有する市民団体の関係者も含めるとされる。組織面・活動面で子どもの権利がどのように位置づけられるのかはまだ不明だが、子どもの権利条約を踏まえて相応の対応がとられるのではないかと期待される。（12 月 10 日投稿）

■英国・ジャージーで子どもの体罰が全面禁止に

12 月 10 日、英国の王室属領ジャージー代官管轄区で、子どもに対する体罰を全面禁止する「子ども・教育（改正）（ジャージー）法案」が賛成多数で可決された（賛成 39・反対 4・棄権 6）。親・教員等には子どもに対して体罰を行なう固有の権利があると推定される旨の規定を削除するとともに、慣習法に基づく「合理的な体罰」の概念も廃止するというもの。これにより、英国ではスコットランド（2019 年 10 月）に続いて体罰の全面禁止地域が誕生したことになる。改正法は 2020 年 4 月に施行される予定（スコットランドの改正法が施行されるのは 2020 年 11 月ごろになる見込み）。（12 月 11 日投稿）

■川崎市で差別禁止条例が成立

12 月 12 日、川崎市（神奈川県）で「差別のない人権尊重のまちづくり条例」が可決成立した。不当な差別（人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とするもの）を禁止したうえで、とくに公共の場所における本邦外出身者へのヘイトスピーチに対し、一定の手続を経たうえで最高 50 万円の罰金を科すもの（刑罰規定は 2020 年 7 月 1 日施行）。最近では世田谷区や国立市（いずれも東京都）で包括的な差別禁止条例が制定されているが、悪質なヘイトスピーチを繰り返す者への刑事罰を導入したのは川崎市の条例が初めてとなる。ただし、ネット上のヘイトスピーチ等は刑罰の対象になっておらず、国レベルで対策を議論することが求められる。（12 月 13 日投稿）

■スコットランド（英国）の子ども・若者コミッショナーが来日

スコットランド子ども・若者コミッショナー（オンブズパーソン）を務めるブルース・アダムソン氏が日本財団の招きで来日し、12 月 17 日、シンポジウム「子どもの声を受け止め、子どもを守るために何が必要か〜スコットランドの子どもコミッショナーから学ぶ、子どもの権利を守るための法律や取り組み〜」で基調講演を行なった。続いて行なわれたパネルディスカッションでは筆者も登壇し、日本における子どもの権利擁護・救済機関の状況（国レベル／地方レベル）について簡単に報告した。

子ども・若者コミッショナーの役割は、子どもの権利条約や国内法で保障されている子ども・若者の権利が適正に守られているかどうかを政府から独立した立場で監視し、必要に応じて法改正や制度改革を勧告したり、政府が提案する法案や政策について意見を表明したりすることである。2018 ／ 19 年度の年次報告書では、たとえば次のような活動が報告されている。

☑ 学校における拘束（押さえつけたり道具を用いたりして子どもの身体的自由を制限すること）と隔離（たとえば、一定の時間、子どもを特定の部屋に閉じこめておいたりすること）に関する調査と報告。調査の結果、学校における子どもの拘束・隔離の利用およびモニタリングには深刻な一貫性の欠如があり、子どもの権利を侵害していることが明らかになった。コミッショナーは、政府や地方教育当局がとるべき対応についてさまざまな勧告を行なうとともに、スコットランド平等・人権委員会とともにこの問題に関する司法審査を申し立てたが、政府との間で対策に関する合意が成立したため、申し立てを取り下げた。

☑ 人権擁護者（human rights defenders）として行動する子ども・若者に対する支援。国連・子どもの権利委員会が 2018 年 9 月に開催した

一般的討議（人権擁護者としての子どもの保護およびエンパワーメント）に子ども・若者が参加するための支援を提供したほか、若者たちとともに『促進・保護・擁護』と題する報告書も作成して、人権擁護者としての子ども・若者の支援に関する勧告を行なった。

☑ 暴力からの平等な保護（体罰の禁止）や刑事責任年齢の引き上げ（８歳から 12 歳へ）を含む、子ども・若者に影響を与える重要な法改正の追求。

☑ 貧困と人権に関する国連特別報告者の訪問調査に子どもが影響力を与えられるようにするための支援（特別報告者がスコットランドの子どもたちと会見できるようにするための手配など）。

☑ 子ども・若者の人権向上のための手段としての戦略的訴訟の継続。学校における拘束・隔離をめぐる司法審査の申し立て（前述）はその一例。

☑ ゲール語話者である子ども・若者の人権に関する意識啓発と理解推進のための新たなリソースの作成。

☑ コミッショナーの活動を振り返り、将来計画の参考にするための「若者人権集会」の開催。

報告書そのものも、イラスト等をふんだんに用いるなど通常の公文書とは一味違う体裁になっているほか、その内容を子ども・若者にわかりやすく説明するためのアニメ動画も作成されている点なども興味深い。（12 月 16 日・17 日投稿）

■ローマ教皇、司祭らが課されている守秘義務の対象から性的虐待を除外する方針を発表

ローマ教皇庁は、12 月 17 日、ローマ・カトリック教会が司祭らに対して定める守秘義務の対象から性的虐待事件を除外する方針を発表した。教会内での子どもの性的虐待事件が広く問題になってきたことに対する対応。教皇は、声明のなかで、性的虐待事件との関連において「通報者、被害に遭ったと訴える人、目撃者は、いかなる守秘義務にも縛られてはならない」などと述べた（AFP「ローマ教皇、性的虐待の守秘義務を廃止 隠蔽防止へ」12 月 18 日配信記事など）。

国連・子どもの権利委員会は、2014 年 1 月にバチカンの第 2 回報告書を審査した際にこの問題を取り上げ、「被害者およびそのような〔性的虐待〕犯罪について知るに至ったすべての者に沈黙の義務を課している可能性があるすべての規定を削除する目的で、カノン法〔教会法〕を改正すること」などを勧告しており、今回の対応はその趣旨にのっとったもの。ただし、子どもの売買および性的搾取に関する国連特別報告者は、この発表を歓迎しながらも、これは第一歩にすぎないことを強調している。（12 月 28 日投稿）

■ユニセフ事務局長、抗議に参加する子どもを暴力から守るよう要求

ユニセフのヘンリエッタ・フォア事務局長は、12 月 18 日、子どもや若者による抗議の波が世界中に広がっていることに関して声明を発表。平和的集会の自由や表現の自由に対する権利は子どもの権利条約で保障された権利であることを強調するとともに、すべての関係者に対し、抗議に参加する子どもたちを暴力から守り、子どもたちの声に真摯に耳を傾けることなどを求めた。具体的な地域等は挙げていないものの、「気候変動への取り組み、腐敗と不平等の終結、教育と雇用機会の改善」や「誰にとってもより公平な世界」を求める活動に言及している。（12 月 19 日投稿）

■国連総会、子どもの権利に関する決議で「親のケアを受けていない子ども」の状況改善の必要性を指摘

国連総会（第 74 会期）は、12 月 18 日、「子どもの権利」（A/C.3/74/L.21/Rev.1）および「女児」（A/C.3/74/L.23）に関する決議をいずれも無投票で採択した。「子どもの権利」に関する決議では、従来から取り上げられているさまざまな問題に加え、「親のケアを受けていない子ども」についてとくに詳しく言及されている。「孤児院」を基盤とする養護制度の解体（脱施設化の推進）に取り組んできた国際 NGO「Hope and Homes for Children」によれば、今回の決議では各国に対してとくに次のような対応が促された。

(a) 家族支援の政策、サービスおよびプログラムを採択・実施し、そのために予算を振り向けるとともに、家族が脆弱な状況に置かれる原因となっている諸問題に対応すること。
(b) 子どもの権利条約、障害者権利条約、子どもの代替的養護に関する国連指針などにのっとり、家族とともに暮らせない子どものために良質、アクセシブル、かつインクルーシブな代替的養護の選択肢を整備すること。「子どもの最善の利益を最優先に考慮しながら、良質な代替的養護の選択肢を施設措置よりも優先させること」や「施設措置を良質な代替的養護（とくに家族およびコミュニティを基盤とする養育を含む）によって漸進的に置き換えること」なども求められている。
(c) ケアのための施設における子どもの人身取引・搾取と闘うとともに、「孤児院におけるボランティア・プログラム（観光の文脈で行なわれるものを含む）に関連する危害を防止し、かつこれに対応するための適切な措置をとること。いわゆる「孤児院ツーリズム」の問題について国連決議で言及されたのはこれが初めてという（「孤児院ツーリズム」とは、外国人が一時的に施設を訪れ、見学やボランティア経験をすることをいう。外国人からの寄附金を当てこんで、親がいるにもかかわらず子どもを施設に収容する動機になることなどが問題視されている）。
(d) 代替的養護を受けている子どもの人権を保護するための措置（効果的な通報手続の設置を含む）をとること。
(e) 親のケアを受けていない子どもに関するデータ収集・情報管理・報告システムの向上を図ること。

今回の決議は、国連事務総長が総会に提出した子どもの権利条約の実施状況に関する報告書（2019 年 7 月 26 日付）を踏まえたものである。同報告書は、前述の「孤児院ツーリズム」の問題（報告書では「ボランツーリズム」という言葉が用いられている）も取り上げたうえで、▽家族分離を防止するための取り組み、▽施設措置の防止および家庭を基盤とする代替的養護の推進、▽代替的養護の質の確保（とくに子どもに対する人権侵害の防止）などのさまざまな措置を勧告していた。ただし、報告書では子どもの意見表明・参加を確保するための取り組み（子どもオンブズパーソン等の設置を含む）の重要性も強調されていたものの、今回の国連決議はこの点についてはかなり限定された内容になっており、課題が残る。（12 月 20 日／ 5 日投稿）

■世界の子どもたちに前向きな変化をもたらした 10 の出来事

国際 NGO「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」は、12 月 20 日、世界の子どもたちに前向きな変化をもたらした今年の出来事を 10 件取り上げた。▽ 4 か国（ジョージア、南アフリカ、フランス、コソボ）が子どもに対するあらゆる体罰を禁止した結果、体罰全面禁止国が 2000 年の 11 か国から 58 か国になったこと、▽新たに 19 か国が「学校保護宣言」への支持を表明した結果、支持国の総数が 101 か国になったこと（日本は、同宣言の趣旨には賛成するとしながらも、公式な支持は表明していない）、▽オランダが、同国で操業する企業に対してサプライチェーンにおける児童労働の防止義務を課す新法を制定したこと、▽欧州議会が、インターセックスの形質を持って生まれてきた子どもに対して医学的に不必要な手術を行なわないよう、すべての加盟国に求める決議を採択したことなどが挙げられている。（12 月 29 日投稿）

■米・バージニア州の公立学校区、市民活動参加のための公欠を中高生に認める方針を発表

バージニア州（米国）フェアファックス公立学校区は、2020 年 1 月 27 日から、 7 ～ 12 年生の生徒（おおむね日本の中高生に相当）に対し、学年度ごとに 1 回、「市民参加活動」を理由とする公欠を認める方針を発表した（ワシントンポスト紙、12 月 26 日配信記事）。「市民参加活動」の定義は厳密には定められておらず、マーチやシットインへの参加、州議会議員へのロビイングなども含まれる。この公欠制度を利用しようとする生徒は、保護者の同意を得たうえで 2 日前までに欠席の理由を付して書面で届け出るとともに、当日、少なくとも 1 回は学校に顔を出さなければならな

い（誤って欠席認定されないようにするため）。

気候変動対策を求める「学校ストライキ」への参加については、すでにニューヨーク市教育局が「生徒が自らに関係する問題について、安全で節度ある方法で声をあげることに対し、私たちは拍手を送りたい」として参加を容認しており（親の同意が条件）、ベルギーなどの国でも多くの学校が参加を認めているが、このように一般的な形で公欠を認める例は珍しいと思われる。（12 月 30 日投稿）

【2020 年 1 月】

■まちづくりと子どもの権利に関する研究（英国）

まちづくりの計画策定（town planning）に子どもの権利の視点がどのように統合されているか、英国の状況を振り返った研究の結果が発表された（Jenny Wood, Dinah Bornat and Aude Bicquelet-Lock: Child Friendly Planning in the UK - A Review）。とくに（1）意思決定に参加する権利、（2）公共空間で集まる権利、（3）遊び、休息、余暇および文化的生活へのアクセスの権利に焦点を当てて、国および 4 地域（イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランド）の状況が分析されている。

検証の結果、子どもの権利の明確な適用およびウェルビーイングと将来世代の重視という点でもっとも先を行っているのはウェールズであり、スコットランドがそれに続いているという評価がなされた。報告書は、検証結果を踏まえ、（1）遊び、レクリエーション、余暇および公共空間で集まることの保障を国レベルの計画政策の中核に位置づけること、（2）計画策定への子ども参加を権利として保障すること、（3）計画政策においては、子どもたちおよび若者たちの間に存在する違いが明示的に認知されるべきであることなど、9 つの勧告を行なっている。（1 月 4 日投稿）

■韓国、被告人や受刑者の子どもの権利保護を強化

韓国国家人権委員会の発表（1 月 5 日）によれば、韓国の大法院（最高裁）、警察庁および法務部は、同委員会が昨年 5 月に行なった勧告を受けて、被告人や受刑者の子どもの権利の保護を強化するための方策をそれぞれ打ち出した。

警察庁は、昨年 11 月の段階で、親が逮捕・拘禁される際の子どもの心理的ショックを和らげるために「適切な措置」をとることを警察に義務づける新たな規則を採択したが、これに加え、▽収監刑を言い渡された者の子どもがケアされているかどうかを確認する担当官の配置（大法院）、▽全国の刑務所における子どものための特別面会室の設置（法務部）などの方針が発表されている。なお、大法院に対しては、刑を言い渡す際に被告人の子どものことを考慮に入れることも求められていたが、この点に関する大法院の対応は不明。なお、国家人権委員会による勧告は、「親が収監されている子ども」に関する一般的討議（2011 年）を踏まえて国連・子どもの権利委員会がまとめた勧告に基づいたもの。（1 月 6 日投稿）

■スコットランド、家庭裁判所における子どもの権利保障強化などを目的とする法案の審議を開始

スコットランドでは 2019 年 9 月に「子ども（スコットランド）法案」（Children (Scotland) Bill）が議会に提出され、第 1 段階の審議が始まっている。法案の目的は次のとおり。

1) 面会交流・居所指定事件において子どもの意見が聴かれることを確保すること
2) ドメスティックバイオレンスの被害者およびその子どもの保護を増進させること
3) あらゆる面会交流・居所指定事件および子ども審判（children's hearings）で、子どもの最善の利益が中心に位置づけられることを確保すること
4) 家庭裁判所の事件で国連・子どもの権利条約がいっそう遵守されるようにすること

裁判所の決定を、子ども自身に、子どもが理解できるやり方で説明する義務についても新たに規定されている。スコットランド子ども・若者コミッショナーは、同法案に関する詳細なコメントを発表し、とくに子どもの意見の尊重の原則をさらに強化することなどを求めた。（1 月 11 日投稿）

■ニュージーランド、気候変動教育の強化に踏み出す

ニュージーランド政府は、気候危機に関する体系的指導資料を作成し、11 ～ 15 歳の子どもが通っているすべての学校に提供することを決定した。2020 年 9 月に気候変動に関する学習を必修化したイタリアとは異なり、資料を活用するかどうかは各学校の判断に委ねられているものの、▽「気持ちの体温計」（feelings thermometer）による自分の感情の把握、▽敗北主義的な自分語りのやめ方の学習、▽自分の気持ちをどのように行動や反応につなげていけるかの検討、▽特定の環境問題に関する行動計画の作成・実施など、具体的実践に結びつくような視点から学習内容が組み立てられており、積極的活用が期待されている。（1 月 15 日投稿）

■国連・子どもの権利委員会の第 83 会期が始まる

1 月 20 日、国連・子どもの権利委員会の第 83 会期が始まった（～ 2 月 7 日）。審査対象国はベラルーシ、コスタリカ、ハンガリー、ルワンダ、パレスチナ国、オーストリアの 6 か国。パレスチナ国は 2012 年 11 月に国連総会のオブザーバー国として認められた後、2014 年 4 月に子どもの権利条約など多くの主要人権条約を批准したもので、子どもの権利委員会による審査は今回が初めてである。またハンガリーの審査は、締約国報告書の作成・提出を省略し、委員会が作成した事前質問事項（List of Issues）への文書回答を提出したうえで本審査に臨む「簡略報告手続」が初めて適用される機会となる。（1 月 18 日投稿）

■イングランド（英国）、生徒・学生に対する生理用品の無償配布を開始

イングランド政府は、1 月 20 日から、学校で生徒・学生に対する生理用品の無償配布を開始した。当初は中等学校とカレッジだけを対象とする予定だったが、初等学校（小学校）在学中に生理が始まる子どもも多いことから、初等学校も対象とされることになった。すでにスコットランド政府は女子生徒・学生全員に生理用品を無償で提供する決定を行なっており（2018 年 9 月）、ウェールズ政府も 2019 年 4 月に同様の決定を行なったことから、北アイルランドを除く 3 つの地域で子ども向けの生理用品の無償化がほぼ達成されたことになる。

このような動きの大きなきっかけとなったのは、2017 年にアミカ・ジョージさん（当時 17 歳）が開始した Free Periods キャンペーンである（period は「生理（期間）」を、free は「自由な」と「無償の」の双方を意味する）。アメリカでも州・地区によって生理用品の無償提供を開始したところが散見され、このような動きは徐々に広がっていくと思われる。日本でも大学生が「生理用品を軽減税率対象に！」キャンペーンを開始した。（1 月 19 日投稿）

■国連・自由権委員会、気候危機の影響は庇護申請の根拠になりうると判断

キリバス出身の申立人がニュージーランドを相手どって行なった個人通報に関する国連・自由権規約委員会の決定が 1 月 21 日に公表された（決定は 2019 年 10 月 24 日付）。申立人は、気候危機の影響にさらされているキリバスに送還されれば規約 6 条 1 項（生命に対する固有の権利）が侵害されるなどと主張してニュージーランドにおける庇護を求めていた。

委員会は、現段階では申立人の生命に切迫した危険が及んでいるわけではないことなどを理由に申立人の請求を棄却。ただし、将来的には状況によって送還が規約違反になる場合もありうることを示唆した。気候変動の影響を考慮しない退去強制・送還が人権条約違反になる可能性を警告する判断として注目を集めている。他の人権条約機関（女性差別撤廃委員会・社会権規約委員会・移住労働者権利委員会・子どもの権利委員会・障害者権利委員会）も、2019 年 9 月に共同声明を発表し、気候変動が人権に及ぼす影響を防止・緩和するための措置をとらない場合は国際人権法上の義務違反になる可能性があるなどと指摘している。（1 月 31 日投稿）

■国連副事務総長、教育予算の増加や教育のあり方の変革を各国に要請

今年で２回目となる「教育の国際デー」（１月 24 日）を記念して国連本部（ニューヨーク）で開催されたハイレベル会合で、アミナ・モハメッド国連副事務総長は、SDGs の目標４（すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する）の達成のための取り組みを強化するよう各国に要請した。教育予算を大幅に増加させることに加えて「教育についての考え方を変革する」必要性も指摘し、とくに（1）社会的変革（ヘイトスピーチへの取り組みを含む、より平和的で一体性のある公正な社会に向けた道を開く）、（2）環境面での変革（教育に環境問題が含まれるようにする）、（3）インクルーシブなデジタル・トランスフォーメーション（学習機会の保障のためにデジタル技術を活用し、女性・女児に平等なアクセスを保障する）を進めていかなければならないと強調。（１月 28 日投稿）

■ウェールズ（英国）、体罰全面禁止法を可決

英国のウェールズ議会は、１月 28 日、子どもに対する体罰を全面的に禁止する「子ども（合理的処罰の抗弁の廃止）（ウェールズ）法」を賛成多数（36 票対 14 票）で可決した。スコットランド（2019 年 10 月）、王室属領ジャージー代官管轄区（同 12 月）に続く対応。改正法は、親による体罰を正当化するために用いられてきた慣習法上の「合理的処罰」の概念を廃止するとともに、いかなる民事上・刑事上の手続においても、合理的処罰にあたるという理由で子どもに対する体罰を正当化することはできないなどと定めている。ウェールズ政府は、６年間で 220 万ポンド（３億円超）の予算を組んで体罰禁止に関する意識啓発キャンペーンを行なうとともに、施行（2022 年）から３年後および５年後に法律の効果に関する検証を実施する予定。（１月 29 日投稿）

Information

代表委員・平野裕二さんが編著にかかわった本ができました！

子どもの権利条約から見た日本の課題

国連・子どもの権利委員会による第４回・第５回日本報告審査と総括所見

◆子どもの権利条約NGOレポート連絡会議 編著

2019 年１月にジュネーブで行われた国連・子どもの権利委員会による日本の第４回・第５回統合定期報告の審査について、その内容と特徴を資料的意味も含めて明らかにする。国連・子どもの権利委員会から提出された総括所見の意味と日本が実施すべき課題を提示し、総括所見のフォローアップの方向性を示す一冊。子どもの権利条約の国連採択30年、日本批准 25 年の記念出版本。

◆A５判142頁
◆定価（本体1,000円＋税）
◆ISBN 978-4-86446-065-1

☆書店、または、アドバンテージサーバー（株）の HP から是非ご購入ください。

子どもが主役！
子どもの権利条約
子どもの人権連

活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふぉめーしょん／子どもの人権連／ NO.164
Federation for the Protection of Children' s Human Rights JAPAN

◆発行日　2020 年 3 月 16 日
◆発行 & 編集人　子どもの人権連事務局
◆事務所　〒101-0003　東京都千代田区一ツ橋 2-6-2　日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL http://jinken-kodomo.net/

郵便振替／ 0018-8-18438（子どもの人権連）
年会費　個人（1 口）5,000 円、団体（1 口）10,000 円